

令和6年4月1日 法律改正

相続登記が義務化されました



相続に関するルールが変わり、令和6年4月以前(義務化前)に発生した相続については**令和9年3月31日までに申請が必要です。**

POINT 1
3年以内に登記が必要

不動産を相続により**取得したことを**
知った日から3年以内に
登記の申請をする必要があります

POINT 2
10万円以下の過料

正当な理由なく**義務に違反した場合**
10万円以下の過料が課せられる
可能性があります

相続登記を放置していた場合に被るデメリット



相続人が死亡したり、認知症になったりすることで手続きがさらに複雑で面倒になります。費用も余計にかかることに…。



相続登記をしていないと相続した不動産を売却するなど自由に処分することができない。



相続人の中に借金がある人がいた場合不動産が差し押さえられるリスクがあります。

相続のトラブルにつながる可能性があります

まだ登記していない方、これから発生する相続に備えて準備をしておきたい方、お気軽に**司法書士**へご相談ください。

お問い合わせは下記お電話までお気軽にどうぞ

秋田県司法書士会 TEL.018-824-0055

秋田市山王6丁目3番4号

月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時まで

秋田県司法書士会

検索

